

平成30年度「きらめく水のふるさと磐梯」<sup>みずみらい</sup>湖美来基金

# 水環境保全活動支援事業募集

美しい猪苗代湖や裏磐梯湖沼を守るため、あなたも水環境保全活動をしてみませんか？

1団体等当たり **25万円** を限度として助成します。

**応募期限 平成30年5月1日(火)必着**

※上記の募集期間で交付決定額が予算額に達しない場合には、以下の日程で追加募集を行います。

平成30年7月2日(月)～7月27日(金)

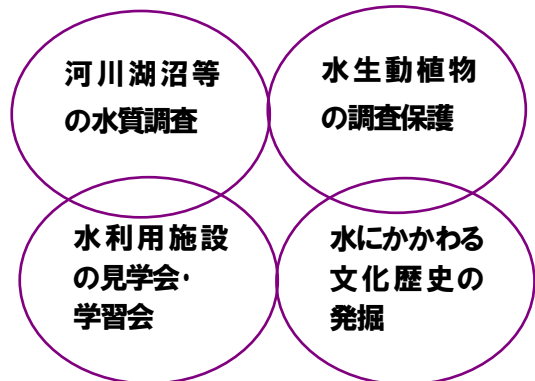
※追加募集実施の有無は協議会ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

湖の水質浄化につながるより実践的な活動に重点  
をおいて支援します。例えば・



活動に必要な軍手・長靴・ゴミ袋・  
草刈り鎌などの費用を助成します。

その他、助成の対象となる活動の例



## 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金とは

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域における水環境保全活動の推進を図り、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群を美しいまま未来の世代に引き継いでいくことに寄与することを目的として、本協議会が平成14年に設置しました。

基金は、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来クラブ会員会費、寄付、募金から成り立っています。湖美来基金による水環境保全活動支援事業は、平成15年度より実施されており、これまで237団体(個人)の活動を支援してきました(過去の支援団体はHPをご覧ください)。



©社本画士

## 助成の目的

猪苗代湖と裏磐梯湖沼群は、豊かな自然に恵まれ、良好な水環境を有し、その美しい景観は県内外から訪れる人々の憩いの場として広く親しまれています。

また、豊富な湖水は、飲料水やかんがい用水として流域に住む人々の生活を支えています。

本助成は、この美しい猪苗代湖と裏磐梯湖沼群を、美しいまま未来の世代に引き継いでいくため、水環境保全に関する実践活動、調査研究活動、普及啓発活動等を主体的・自主的に実施する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、その活動経費を助成し、猪苗代湖と裏磐梯湖沼群の水環境保全の促進を図ることを目的としています。

## 応募方法等のご案内

### 1 助成の対象となる団体等

この助成を受けることができる団体等は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域において、水環境保全に関する自主的な実践活動、調査研究活動、普及啓発活動等を実施している（又は実施しようとしている）個人又は団体。
- (2) 団体にあつては規約等を有し、かつ、団体としての意志を決定し、執行及び代表できる機能並びに団体としての独立した経理の機能が確立していること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体等。

### 2 助成の対象となる事業

助成の対象となる事業は環境及び流域の生態系に配慮し行う次の事業です。

- (1) 水環境の保全に関する実践活動事業
  - 水生動植物の保護、育成
  - 森林の保全や整備、植林・植樹など緑化活動
  - 水辺の清掃活動
  - 水環境に配慮した農林水産業の実践 など
- (2) 水環境の保全に関する調査研究活動事業  
調査研究の成果を情報発信するなど水環境の保全に関する普及啓発につなげることが条件となります。
  - 河川、湖沼等の水質調査
  - 水質汚濁、水質浄化に関する調査研究
  - 水生動植物の調査研究
  - 河川、湖沼等の生態系調査 など
- (3) 水環境の保全に関する普及啓発活動事業
  - 水利用施設や水辺の環境に関する観察会、学習会
  - 研修会、講演会の開催
  - 浄化槽維持管理のための研修会、講演会の開催など
- (4) 人と水の関わり、文化・歴史等に関する調査普及活動事業
  - 水にかかわる伝承歴史等の掘り起こしやその保全
  - 川や浜における人々の暮らしの変遷の調査 など
- (5) その他協議会長が助成対象事業として認める事業



### 3 助成対象となる活動地域

原則として、会津若松市湊町、郡山市湖南町、北塩原村裏磐梯桧原地区及び猪苗代町全域とします。ただし、対象となる調査活動等が猪苗代湖や裏磐梯湖沼に密接な関連があると認められるものにあつてはこの限りではありません。

### 4 助成額

1団体等当たり 25万円を限度額（内訳は下記5を御覧下さい）として、基金の予算の範囲内で助成します。

### 5 助成金の対象経費

助成対象となる事業に必要な経費で、次の経費が対象となります。

講師等謝金	講師や指導者等への謝金 (1人あたりの謝金は1万円を上限とします)
物品購入費	分析試薬、調査器具代、地図、文具・用紙等の購入費 等 ※ 単価が2万円以上の高額機器・物品については、助成の対象としない場合があります。 ※ 事業終了後も継続して使用できる物品については、ロゴの表示や処分の制限等の条件を付す場合があります。
印刷製本費	パンフレット・チラシ等の印刷費
借上及び使用料	調査船等の借上料、講演会等で使用する会場使用料 等
交通費	バス代、電車代、ガソリン代、 活動に参加するボランティアの旅費(一人当たり500円が目安) 等
通信連絡費	切手、宅配便代 等
その他	ボランティア保険 等

上記以外の経費（人件費や事務所賃借料などの管理・運営費的経費や、食事に係る経費 等）は助成の対象となりませんので注意してください。

### 6 助成の対象となる事業の実施期間

平成30年4月1日から平成31年2月28日までに実施する事業を助成の対象とします。実施期間外に執行された経費は助成対象となりませんので、注意してください。

### 7 応募方法

以下の書類に必要事項を記入し、本協議会事務局まで持参するか郵送してください。

- (1) 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1（様式第1号関係））
- (3) 収支予算書（別紙2（様式第1号関係））
- (4) 申請者に関する調書（別紙3（様式第1号関係））
- (5) 申請事業の波及効果と過去実績調書

提出部数1部。申請書は事務局へ請求するか又はホームページからダウンロードしてください。

\*平成29年度より様式が変更となっていますので、ご注意ください。

## 8 選考方法及び交付決定

審査委員会において提出された申請書等の内容を審査します。

助成する事業を決定後、助成金交付決定通知書により、平成30年6月頃に当該団体に対して通知します。また、追加募集を実施する場合には平成30年8月下旬頃に審査結果を通知します。

なお予算の範囲内での助成となるため、交付決定額は申請額を下回る場合があります。

## 9 助成金の交付

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業完了報告書・実績報告書の提出等、所定の手続きを行った後、助成金の支給を行います。事業完了報告書等の提出は、事業完了の日から起算して60日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、事業完了を待たずに概算払により助成金を受けることもできます。

## 10 事業実績の発表等について

協議会が開催する研修会、フォーラム、広報誌等において活動実績を発表することにご協力願います。

## 11 助成金の返還義務

次の場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象活動以外又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 実績報告書を提出しなかったとき。



## 12 その他留意事項

- (1) 生徒、学生等が申請する場合は、在学する学校からの承認を得た上で申請してください。
- (2) 申請書は、助成団体選考の審査資料となりますので、この募集案内に基づき十分に検討のうえ作成してください。
- (3) 申請後、助成事業を変更、中止又は廃止する場合や団体等の代表者や所在地が変更になる場合はすみやかにご連絡ください。
- (4) 助成事業を行ううえで法令上必要な手続きがある場合には、申請者において確実に手続きをとるようにしてください。
- (5) 事業完了後の実績報告にて助成金の使途に不明瞭な点があった場合、事務局から確認をさせていただきます場合があります。

### 申請先・問い合わせ先

#### 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県生活環境部 水・大気環境課内

電話 024-521-7258 FAX 024-521-7927

E-mail [kosuikyo@ht-net21.ne.jp](mailto:kosuikyo@ht-net21.ne.jp)

ウェブサイト <http://www.ht-net21.ne.jp/~kosuikyo/> (「湖美来」で検索)